

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会
2026（令和8）年度 事業計画

社会福祉を取り巻く環境は、引き続き、一人暮らし高齢者や障がい者、高齢者のみの世帯など、地域で見守りや支援を必要とする方の増加に加え、引きこもりや社会的な孤立、子どもの貧困や新たな困窮ニーズの発生、昨今関心が高まっている身寄り問題など、地域課題や生活課題は一層複雑・多様化しています。

一方、支援を必要とする人たちを支える側の状況も大きく変化してきており、そうした問題等への対応も求められています。

こうした情勢の中、須坂市社会福祉協議会は、支部社協、民生児童委員、ボランティア、福祉関係団体及び行政と連携、協力し、「助け合い・支え合い」の住民意識をさらに高め、「誰も置き去りにしない地域共生社会」の実現に向けて事業を展開してきています。

そして、誰もが可能な限り住み慣れた地域で、生きがいや楽しみ、人とのつながりをもって、最期まで自分らしい生活を送ることができる環境づくりをめざして事業推進を図ってきています。

引き続き、重点項目である「住民主体による須坂^{まち}づくりの推進」「まかせて安心な介護サービスの推進」「地域の新たな福祉課題の発見と、先駆的事業の取り組み」「『助けて』^{まち}と言える須坂づくり」「誰もが役割をもつ、お互い様の須坂^{まち}づくり」を基に、それぞれの主要事業を推進していきます。

なお、介護保険事業の運営は非常に厳しい状況であり、引き続きの対策が必要となっています。事業の見直し・改善を鋭意進めながら事業展開を図っていきます。

そして、第6次須坂市地域福祉活動計画の初年度となる2026年度においても、本会の基本理念である「私たちは『助け合い起こし』を合言葉に、地域住民や組織・団体の心をつないで、誰もが安心して暮らすことができる須坂^{まち}づくり、ぬくもりのある地域福祉を進めます」を常に意識し、知恵を出し創意工夫を重ねながら、それぞれの部署で地域福祉の推進、介護保険事業の運営に取り組んでまいります。

2026年度（令和8年度） 主要事業について

※市指定	⇒ 須坂市からの指定管理事業
※市受託	⇒ 須坂市からの受託事業
※市町村受託	⇒ 須坂市・小布施町・高山村からの受託事業

I 地域福祉推進事業

1. 基盤強化と地域福祉活動の推進

- (1) 役員会の開催
- (2) 財源基盤の確立 会員の拡充を図る
- (3) 社協支部活動の支援
(各社協12支部を支援する他、活動費を交付する事業)
- (4) 民生児童委員協議会との連携強化
- (5) 苦情解決システム・第三者委員会の開催
- (6) 関係機関（団体）、福祉施設との連携

2. 広報・啓発活動の推進

- (1) 広報紙「助け合い起こしすざか」・「社協要覧」の発行、パンフレット・ホームページでの情報発信 SNSでの情報伝達
- (2) 公募による広報紙モニターの情報提供などを広報に反映
- (3) 長野県社会福祉大会への参加
- (4) 社協マスコット「こころちゃん」「つなぐくん」を活用した啓発活動
- (5) ふれあい広場の開催
(ボランティア連絡協議会を中心とした約81団体で構成する実行委員会が主催する、より多くの市民に福祉への理解を広げるための福祉の祭典)

3. 助け合い起こし支援事業

誰もが住み慣れた地域で、豊かに安心して暮らせるまちをつくるために住民主体と住民参加による助け合いの推進を図る

- (1) 助け合い推進会議の開催連携
(行政とも連携して作成した地域福祉活動計画に基づき、助け合いの原点を見つめ直し、様々な視点から意見を吸い上げ、地域福祉の推進につなげる事業)
- (2) 助け合い推進大会の開催支援
(様々な分野で活躍された方々の表彰や、助け合いを広げるための啓発を行う事業)
- (3) 有償サービス事業の調整及び研究
(地域の助け合いや支え合いで身近な困りごとを行う仕組みづくりを研究する事業)
- (4) 住民参加による地域福祉事業
 - ・新・地域見守り安心ネットワーク推進事業
(区が中心となり行う、災害も想定しながら在宅のひとり暮らしや寝たきりの高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯等の地域での支え合い、見守りのネットワークづくりへ助成を行う事業)
 - ・ふれあいサロンの支援（※市受託 交付金のみ）
(地域の集い場であるふれあいサロンの実施を支援する事業)
- (5) 地域生活支援事業
 - ・社協支部主催ひとり暮らし老人等交流会食会の実施 ※市受託
(ひとり暮らしの高齢者等を対象に、地区ごとに開催される会食会へ支援、助成する事業)
 - ・民協地域福祉活動推進事業（活動推進費の交付）

4. ボランティア活動推進事業

- (1) 敬愛基金利息（篤志家により造成）の活用によるボランティア活動の支援及び普及
- (2) ボランティアの育成・研修事業
 - ・市民向けボランティア講座
（様々な課題に関心を持ちボランティアをはじめたいと考えている方々を対象とした入門講座）
 - ・福祉体験教室サマーチャレンジボランティア ※市受託
（高校生以上を対象に夏休み期間を利用した、ボランティア・福祉体験）
 - ・ボランティア保険の加入促進
（ボランティア活動中の事故を補償する保険の加入促進および事務）
 - ・ボランティア団体育成及び活動費の補助
 - ・災害に備えて、災害ボランティアの登録
 - ・被災地支援の災害ボランティア(炊き出し・生活支援等)派遣の実施及び支援
- (3) ボランティア連絡協議会の活動推進
 - ・ボランティア連絡協議会総会、運営委員会の開催
 - ・ふれあい広場の開催
（障がい者の社会参加とボランティアの輪を広げることを目的とした市民の福祉祭りの開催）
 - ・須坂カッタカタまつりへの参加
（外出が困難な方の社会参加とボランティアの啓発、市民の皆さんとのふれあいを目指して、お祭りに参加）
 - ・ボランティア市民交流研究集会の開催
（ボランティア活動をされている皆さんが活動を広げるための交流イベント）
 - ・ステップアップ研修会の開催
（ボランティア連絡協議会役員を対象とした研修会を行う事業）
- (4) ボランティア相談の受付・ボランティアグループの支援
- (5) 須坂市福祉ボランティアセンターの管理運営 ※市指定

5. 高齢者福祉対策事業

- (1) 須坂市自立生活特別支援事業 ※市受託
（介護保険のサービスでは対応できない身体介護や生活援助を行い、高齢者の方が在宅で自立した生活が継続できるようにホームヘルパーを派遣する事業）
- (2) 生活支援基盤整備業務「生活支援コーディネーター」の設置 ※市受託
（困りごとを地域で助け合う仕組みづくりを行っていく事業）
- (3) 高齢者世話付住宅（末広ハイツ）生活援助員派遣事業 ※市受託
- (4) 食の自立支援事業（配食サービス） ※市受託
（おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で調理の困難な方に食事を配達し、併せて安否確認を行う事業）
- (5) 福祉移送サービス事業（車いす用車両による送迎）
（介護度 2 以上及び日常生活自立度 B 以上で車イス等利用している移動困難な高齢者を対象に、通院等の外出を支援する事業）
- (6) いきいき外出事業
（外出が困難な高齢者等を対象に、外出を支援する事業）
- (7) ひとり暮らし高齢者安心コール事業 ※市受託
（ひとり暮らしの高齢者へ電話を通してのコミュニケーションと安否確認及び電話をかけるボランティアと利用者の交流を行う事業）

6. 障がい者福祉対策事業

- (1) 障がい児者訪問入浴サービス事業 ※市受託
（障がい児者の自宅に入浴車で訪問し、入浴サービスを提供する事業）

- (2) 障がい者移動支援サービス事業 ※市受託
(障がい者にヘルパーが同行して買い物等の外出支援を行う事業)
- (3) いきいき外出事業
(外出が困難な障がい者等を対象に、外出を支援する事業)
- (4) 福祉移送サービス事業 (車いす用車両による送迎)
(重度障がいの下肢または視覚障がい者等で、一般の交通手段を利用することが困難な方の通院等の外出を支援する事業)

7. ひとり親家庭福祉対策事業

- (1) サンタクロース派遣事業
(子どもたちが健やかに成長することを願い、地域で子どもを育てる環境づくりを目的にサンタクロースに扮したボランティアが子どもたちに夢を届ける事業)

8. 子育て支援事業

- (1) 長期休み子育て支援事業
(子育て支援を目的に、春・夏休みを利用し、子どもたちの育成と福祉への関心を高める体験型事業)
- (2) 子ども服等リユース事業〔子ども服リユース〕
(子育て世代の支援と、資源の有効活用を目的に、子ども服等のリユース活動をする事業)
- (3) 養育支援訪問事業 ※市受託

9. 福祉教育推進事業

- (1) 福祉教育推進ネットワーク会議の開催
(学校と情報交換を行い、福祉教育の推進を図る事業)
- (2) 社会福祉普及校の指定及び福祉教育に対する活動費補助事業
(市内の小中高等学校が行う福祉教育に関する活動に助成を行う事業)
- (3) 小中学生ボランティア体験教室及び各種体験事業
(小中高校生を対象に、様々な体験を通じ、多様な人とも交流する中で、共に生きる力を育む事業)
- (4) 福祉ボランティア体験出前講座の充実
(学校や地域の依頼により、福祉体験講座の相談、講師派遣、調整等を行う事業)

10. 総合相談事業

- 心配ごと相談所の実施 ※市補助
 - ・法律相談(生涯学習センター) 第2・4木曜日 午後1時～午後4時
 - ・心配ごと相談(まいさぼ須坂) 午前9時～午後5時(年末年始、土日祝日を除く)

11. 援護事業

- (1) 生活福祉資金の貸付事業
- (2) 特例貸付フォローアップ・相談支援体制強化事業
- (3) 日常生活自立支援事業、金銭管理・財産保全サービス事業
(高齢や障がい等で年金の払い出しや支払いなどが困難な方への援助サービス)
- (4) 福祉移送車両 (車いすで乗車できるリフト付き車両) の貸出事業
- (5) 福祉機器貸与事業
- (6) 火災等被災世帯の激励・見舞い (見舞金・布団セット・日用品セットの提供)
- (7) 交通・災害遺児への激励、重度障がい者世帯への歳末激励事業
- (8) フードドライブ事業
- (9) その他援護事業

12. 生活困窮者自立支援事業 ※市受託

生活の悩みや、経済的困りごとを抱えている人に対して、相談員が一緒に考え課題を整理しながら生活の立て直しや、就労など自立に関する相談などを行う事業
(まいさぼ須坂 相談時間 午前9時～午後5時 原則要予約)

13. 須高地域成年後見支援センター事業 ※市町村受託

認知症、精神障がい、知的障がい等の理由により判断能力の不十分な住民が安心して地域生活ができるように、成年後見制度の利用及び権利擁護を支援するとともに、成年後見制度の利用促進に資する地域連携ネットワークの構築を図り、住民の権利擁護を図ります。

- (1) 成年後見支援センターの運営
- (2) 成年後見制度に関する相談及び申立て支援
- (3) 成年後見制度の普及啓発のため出前講座や各種研修会の開催
- (4) 受任調整会議の開催
- (5) 後見人等の支援
- (6) 成年後見制度利用促進に関すること
- (7) 関係機関との連携
- (8) 法人後見事業

14. 共同募金事業

- (1) 赤い羽根共同募金の実施とその配分
- (2) 街頭募金の実施
- (3) 長野県共同募金会須坂市共同募金委員会事務

15. 日本赤十字社事業

- (1) 日赤活動資金募集の推進及び個人協力者・法人協力社の加入促進
- (2) 赤十字奉仕団の育成と団活動の推進
- (3) 救急法・健康生活支援講習・水上安全法・幼児安全法等講習会・防災セミナー等の推進
- (4) 一日赤十字の開催
- (5) 献血の推進
- (6) 災害発生時義援金受付窓口の開設
- (7) 日本赤十字社長野県支部須坂市地区事務

16. 須高地区事業

- (1) 保護司活動の支援
- (2) 更生保護女性会活動の支援
- (3) 上高井招魂社例大祭の支援

II 老人福祉センター「永楽荘」の管理運営及び須坂市シニアクラブ連合会への活動協力

高齢者の生きがい対策及び福祉の増進、教養の向上並びにレクリエーションの場を提供
※2026（令和8）年6月30日で閉館

III 介護保険事業

1. 訪問介護事業

高齢者の方の自宅にホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助等を行う事業

2. 訪問入浴介護事業

高齢者の方の自宅に入浴車で訪問し、入浴サービスを提供する事業

3. 通所介護事業

高齢者の方に日帰りで、入浴、食事の提供、機能訓練等のサービス提供を行い、孤独感の解消や、身体機能の維持を図るとともに、介護者の負担軽減を図り、利用者の日常生活の支援を行うことを目的とした事業

- ・デイサービスセンターぬくもり園 一般型 定員 40 名
- ・デイサービスセンターすえひろ 一般型 定員 40 名（※市指定）

4. 認知症対応型通所介護事業

- ・デイサービスセンターことぶき 認知症対応型 定員 12 名

5. 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

- (1) 訪問型サービス
 - ・訪問介護
 - ・訪問入浴
- (2) 通所型サービス
 - ・通所介護
 - ・生きがいデイサービス事業 ※市受託
 - ・脳げんき教室事業 ※市受託

6. 居宅介護支援・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託支援事業

利用者の心身の状況及び家庭環境と利用者及び家族の意思を尊重し、介護サービス計画ケアプランの作成、居宅サービスの調整、申請代行等を行う事業

- ・居宅介護支援事業所

7. 地域密着型介護老人福祉施設「ぬくもり園」入所生活介護事業・短期入所生活介護事業

家庭的な雰囲気の中で、地域や家族との結びつきを重視し、常に介護が必要な方に、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の支援などを行う事業

- (1) 介護老人福祉施設 定員 29 名（3 ユニット）
- (2) 短期入所生活介護 定員 9 名

IV 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）関係事業

1. 居宅介護
2. 重度訪問介護
3. 計画相談支援（休止）
 - (1) 指定特定相談支援事業
 - (2) 指定障害児相談支援事業

V 指定障害福祉サービス事業所「ぶどうの家」（※市指定）の管理運営

生活訓練・作業訓練等を通じて、社会生活への適応性を高め、社会復帰の促進を図る
自主生産のコーヒー販売の拡大を図り、利用者の工賃アップにつなげる